

住民基本台帳に関する事務 変更履歴

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-2 システム13 ①システムの名称	-	EUCシステム	事前	
	I-2 システム13 ②システムの機能	-	1. データ抽出・出力機能 基本データリストを利用し、任意の抽出条件に該当する情報(個人番号は含まない)をCSV形式で出力する機能 2. 認証権限管理機能 職員の認証及び付与された権限に基づき、機能や基本データリストへのアクセス制限を行う機能 3. ログ管理機能 抽出を行った日時・条件の保管及び操作ログを保管する機能	事前	
	I-2 システム13 ③他のシステムとの接続	-	[○]その他 (同一パッケージシステム)	事前	
	I-2 システム14 ①システムの名称	-	庁内データ連携システム	事前	
	I-2 システム14 ②システムの機能	-	1. データ送受信機能 標準準拠システムが、他の標準準拠システムにデータを送信又は他の標準準拠システムからデータを受信する機能 2. 認証機能 利用側業務システムの認証を行う機能 3. 連携データ管理機能 連携の対象となる業務及びファイルを管理する機能 4. 連携データ監視機能 連携ファイル提供及び取得結果のログを管理する機能、実行状況・結果等のモニタリングを行う機能	事前	
	I-2 システム14 ③他のシステムとの接続	-	[○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム	事前	
	(別添1)事務内容	-	庁内データ連携システム、EUCシステム、庁内他課を追加	事前	
	(別添1)事務内容	送付先情報(通知カード等の送付に関する情報)	送付先情報(個人番号通知書等の送付に関する情報)	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
	(別添1)事務内容	通知カード(a'発送)	個人番号通知書(a'発送)	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
	(別添1)事務内容	通知カード(a'交付)	個人番号通知書(a'交付)	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月21日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
	住民基本台帳ファイル II-4 委託事項1	システムの運用	システム運用・保守	事前	
	住民基本台帳ファイル II-4 委託事項1 ①委託内容	磁気ディスクによる住民票の調製を安全確実に行うために特定個人情報ファイルの管理を委託	磁気ディスクによる住民票の調製を安全確実に行うために特定個人情報ファイルの管理を委託 システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業を委託	事前	
	住民基本台帳ファイル II-5 移転先1	保健所地域保健課、保健所保健予防課	健康医療部地域保健課、保健予防課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月21日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
	住民基本台帳ファイル II-5 移転先2	保健福祉部障害福祉課、こども部保育運営課	福祉部障害福祉課、こども部保育運営課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。

	住民基本台帳ファイル Ⅱ-5 移転先4	保健所健康増進課	健康医療部健康増進課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月21日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更 に当たらないため。
	住民基本台帳ファイル Ⅱ-5 移転先5	保健福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更 に当たらないため。
	住民基本台帳ファイル Ⅱ-5 移転先6	保健福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更 に当たらないため。
	住民基本台帳ファイル Ⅱ-5 移転先7	保健福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更 に当たらないため。
	住民基本台帳ファイル Ⅱ-5 移転先8	保健福祉部生活支援課	福祉部生活支援課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更 に当たらないため。
	住民基本台帳ファイル Ⅱ-5 移転先11	学校教育部学校保健課	学校教育部学校教育課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更 に当たらないため。
	住民基本台帳ファイル Ⅱ-5 移転先12	市民生活部保険年金課	健康医療部保険年金課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更 に当たらないため。
	住民基本台帳ファイル Ⅱ-5 移転先13	市民生活部国民年金室	健康医療部国民年金室	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更 に当たらないため。
	住民基本台帳ファイル Ⅱ-5 移転先14	保健福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更 に当たらないため。
	住民基本台帳ファイル Ⅱ-5 移転先16	総務部防災安全課	危機管理部防災安全課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更 に当たらないため。
	住民基本台帳ファイル Ⅱ-5 移転先18	保健福祉部高齢者支援課	健康医療部高齢者支援課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更 に当たらないため。

	住民基本台帳ファイル Ⅱ-6 ①保管場所	・申請書・帳票等紙媒体は鍵のかかる書庫、倉庫に保管している。 ・入退館管理やコンピュータ室への入退室に対する厳重なセキュリティ、システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	・申請書・帳票等紙媒体は鍵のかかる書庫、倉庫に保管している。 ・入退館管理やコンピュータ室への入退室に対する厳重なセキュリティ、システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
	住民基本台帳ファイル Ⅱ-6 ③消去方法	・保存期間を過ぎた申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフトの使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・保存期間を過ぎた申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフトの使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	

		1. 処理番号、2. 世帯番号、3. 世帯区分、4. 住所コード、5. 番地カナ、6. 方書カナ、7. 住所カナ、8. 住所漢字、9. 番地漢字、10. 方書漢字、11. 住所仮換地コード、12. 住所仮換地漢字、13. 郵便番号、14. 世帯主宛名番号、15. 世帯主名カナ、16. 世帯主名英漢区分、17. 世帯主名漢字、18. 世帯主併記漢字氏名、19. 主なし世帯サイン、20. 事実上の世帯主宛名番号、21. 個人数、22. 施設サイン、23. 納組コード、24. 小学区コード、25. 中学区コード、26. 投票区コード、27. 支所コード、28. 行政区コード、29. 行政区加入サイン、30. 紙票参照サイン、31. 宛名番号、32. 住民区分、33. 世帯員番号、34. 順位、35. 氏名連携区分、36. 氏名英漢区分、37. 氏名、38. 通称、39. 通称記載年月日、40. 通称記載市町村名、41. 通称削除年月日、42. 通称削除市町村名、43. カタカナ表記氏名、44. 旧氏(検索用)、45. 生年月日、46. 性別、47. 続柄、48. 住民となった事由、49. 住民となった日、50. 住民届出日、51. 国籍取得事由、52. 国籍取得日、53. 国籍取得届出日、54. 住み始めた事由、55. 住み始めた日、56. 住み始めた届出日、57. 住定事由、58. 住定日、59. 住定届出事由、60. 住定届出日、61. 本籍JISコード、62. 本籍、63. 筆頭者、64. 国籍・地域、65. 在留区分、66. 在留資格、67. 在留期間等、68. 在留期間満了日、69. 在留カード番号、70. 前住所JISコード、71. 前住所、72. 前住所郵便番号、73. 前住所主名、74. 転入前住所JISコード、75. 転入前住所、76. 転入前住所郵便番号、77. 転入前主名、78. 転出先住所JISコード、79. 転出先住所、80. 転出先住所郵便番号、81. 転出先主名、82. 転出予定日、83. 転出届出日、84. 転出確定日、85. 転入通知日、86. 備考日付、87. 備考、88. 消除日、89. 消除異動日、90. 消除事由、91. 住民票作成日、92. 改製除票数、93. 振替前宛名番号、94. 再転入前宛名番号、95. 不備住民票サイン、96. 特例転入サイン、97. 特例転出サイン、98. 原票管理場所、99. 入管法届出未済サイン、100. 入管法届出日、101. 本人確認方法、102. 最終更新日、103. 最終更新場所、104. 異動年月日、105. 届出年月日、106. 異動事由、107. 異動区分、108. 更新場所、109. 発行制限理由、110. 発行制限日、111. 発行制限解除日、112. 発行制限理由、113. 発行制限日、114. 発行制限解除日、115. 要支援区分、116. 支援開始日、117. 支援終了予定日、118. 支援終了日、119. 支援開始理由、120. 支援終了理由、130. 支援申出者、131. 支援申請備考、132. 発行制限日、133. 発行制限解除日、134. 住民票コード、135. 住民票コード登録事由、136. 住民票コード登録年月日、137. 住民票コード消除事由、138. 住民票コード消除年月日、139. 住民票コード通知日、140. カード運用状況、141. カード有効期限、142. カード回収日、143. 利用者証明用シリアル番号、144. 利用者証明用シリアル番号登録日、145. カード送付先住所、146. カード送付先郵便番号、147. カード送付先氏名、148. カード交付場所住所、149. カード交付場所郵便番号、150. カード交付場所電話番号、151. カード交付場所名、152. カード送付場所住所電話番号、153. カード送付場所住所名、154. 個人番号、155. 個人番号登録日、156. 個人番号登録事由、157. 個人番号消除日、158. 個人番号消除事由、159. 住民異動履歴、160. 旧氏漢字、161. 旧氏カナ	1. 処理番号、2. 世帯番号、3. 世帯区分、4. 住所コード、5. 番地カナ、6. 方書カナ、7. 住所カナ、8. 住所、9. 番地、10. 方書、11. 方書コード、12. 番地扶養数値、13. 郵便番号、14. 世帯主宛名番号、15. 世帯主氏名振付氏名、16. 世帯主氏名英漢区分、17. 世帯主氏名、18. 主なし世帯サイン、19. 事実上の世帯主宛名番号、20. 事実上の世帯主氏名、21. 個人数、22. 施設サイン、23. 小学区コード、24. 中学区コード、25. 投票区コード、26. 行政区コード、27. 行政区加入サイン、28. 宛名番号、29. 住民区分、30. 世帯員番号、31. 順位、32. 氏名英漢区分、33. 氏名、34. 氏名振付氏名、35. 氏名振付氏名公証状況、36. 旧氏、37. 旧氏振付氏名、38. 旧氏振付氏名公証状況、39. 通称、40. 通称記載年月日、41. 通称記載市町村名、42. 通称削除年月日、43. 通称削除市町村名、44. カタカナ表記氏名、45. 検索用旧氏、46. 生年月日、47. 性別、48. 続柄、49. 住民となった事由、50. 住民となった日、51. 住民届出日、52. 国籍取得事由、53. 国籍取得日、54. 国籍取得届出日、55. 住み始めた事由、56. 住み始めた日、57. 住み始めた届出日、58. 住定事由、59. 住定日、60. 住定届出事由、61. 住定届出日、62. 本籍JISコード、63. 本籍、64. 筆頭者、65. 国籍・地域、66. 在留区分、67. 在留資格、68. 在留期間等、69. 在留期間満了日、70. 在留カード番号、71. 転入前住所JISコード、72. 転入前住所、73. 転入前住所郵便番号、74. 転入前住所主名、75. 転出予定住所JISコード、76. 転出予定住所、77. 転出予定住所郵便番号、78. 転出予定主名、79. 転出確定住所JISコード、80. 転出確定住所、81. 転出確定住所郵便番号、82. 転出確定主名、83. 転出予定日、84. 転出届出日、85. 転出確定日、86. 転入通知日、87. 統合記載欄B類型、88. 統合記載欄C類型、89. 消除日、90. 消除異動日、91. 消除異動日不詳表記、92. 消除事由、93. 改製記載日、94. 改製消除日、95. 異動履歴選択フラグ、96. 届出番号、97. 記載等の種別、98. 特例異動サイン、99. 経緯な修正サイン、100. 入管法届出日、101. 本人確認方法、102. 異動処理年月日、103. 異動入力場所、104. 異動入力端末、105. 異動年月日、106. 異動年月日不詳表記、107. 届出年月日、108. 異動事由、109. 異動区分、110. 除票フラグ、111. 除票用データベース登録日時、112. 成年被後見人該当有無、113. 成年被後見人の審判確定日、114. 成年被後見人の登記日、115. 成年被後見人である旨を知った日、116. 抑止事由、117. 抑止処理対象区分、118. 抑止レベル、119. 世帯抑止区分、120. 抑止開始日、121. 抑止終了日、122. 抑止一時解除開始日時、123. 抑止一時解除終了日時、124. 支援措置区分、125. 支援措置開始日、126. 支援措置終了日、127. 支援措置申出番号、128. 支援措置申出者、129. 住民票コード、130. 個人番号、131. カード運用状況、132. カード有効期限、133. カード回収日、134. 利用者証明用シリアル番号、135. 利用者証明用シリアル番号桁数、136. 署名用シリアル番号、137. カード送付先住所、138. カード送付先郵便番号、139. カード送付先氏名、140. カード交付場所住所、141. カード交付場所郵便番号、142. カード交付場所電話番号、143. カード交付場所名、144. カード送付場所住所、145. カード送付場所郵便番号、146. カード送付場所電話番号、147. カード送付場所名、148. 住民異動履歴イメージ		事前
	別添2 【1. 住民基本台帳ファイル】	1. 処理番号、2. 世帯番号、3. 世帯区分、4. 住所コード、5. 番地カナ、6. 方書カナ、7. 住所カナ、8. 住所漢字、9. 番地漢字、10. 方書漢字、11. 住所仮換地コード、12. 住所仮換地漢字、13. 郵便番号、14. 世帯主宛名番号、15. 世帯主名カナ、16. 世帯主名英漢区分、17. 世帯主名漢字、18. 世帯主併記漢字氏名、19. 主なし世帯サイン、20. 事実上の世帯主宛名番号、21. 個人数、22. 施設サイン、23. 納組コード、24. 小学区コード、25. 中学区コード、26. 投票区コード、27. 支所コード、28. 行政区コード、29. 行政区加入サイン、30. 紙票参照サイン、31. 宛名番号、32. 住民区分、33. 世帯員番号、34. 順位、35. 氏名連携区分、36. 氏名英漢区分、37. 氏名、38. 通称、39. 通称記載年月日、40. 通称記載市町村名、41. 通称削除年月日、42. 通称削除市町村名、43. カタカナ表記氏名、44. 旧氏(検索用)、45. 生年月日、46. 性別、47. 続柄、48. 住民となった事由、49. 住民となった日、50. 住民届出日、51. 国籍取得事由、52. 国籍取得日、53. 国籍取得届出日、54. 住み始めた事由、55. 住み始めた日、56. 住み始めた届出日、57. 住定事由、58. 住定日、59. 住定届出事由、60. 住定届出日、61. 本籍JISコード、62. 本籍、63. 筆頭者、64. 国籍・地域、65. 在留区分、66. 在留資格、67. 在留期間等、68. 在留期間満了日、69. 在留カード番号、70. 前住所JISコード、71. 前住所、72. 前住所郵便番号、73. 前住所主名、74. 転入前住所JISコード、75. 転入前住所、76. 転入前住所郵便番号、77. 転入前主名、78. 転出先住所JISコード、79. 転出先住所、80. 転出先住所郵便番号、81. 転出先主名、82. 転出予定日、83. 転出届出日、84. 転出確定日、85. 転入通知日、86. 備考日付、87. 備考、88. 消除日、89. 消除異動日、90. 消除事由、91. 住民票作成日、92. 改製除票数、93. 振替前宛名番号、94. 再転入前宛名番号、95. 不備住民票サイン、96. 特例転入サイン、97. 特例転出サイン、98. 原票管理場所、99. 入管法届出未済サイン、100. 入管法届出日、101. 本人確認方法、102. 最終更新日、103. 最終更新場所、104. 異動年月日、105. 届出年月日、106. 異動事由、107. 異動区分、108. 更新場所、109. 発行制限理由、110. 発行制限日、111. 発行制限解除日、112. 発行制限理由、113. 発行制限日、114. 発行制限解除日、115. 要支援区分、116. 支援開始日、117. 支援終了予定日、118. 支援終了日、119. 支援開始理由、120. 支援終了理由、130. 支援申出者、131. 支援申請備考、132. 発行制限日、133. 発行制限解除日、134. 住民票コード、135. 住民票コード登録事由、136. 住民票コード登録年月日、137. 住民票コード消除事由、138. 住民票コード消除年月日、139. 住民票コード通知日、140. カード運用状況、141. カード有効期限、142. カード回収日、143. 利用者証明用シリアル番号、144. 利用者証明用シリアル番号登録日、145. カード送付先住所、146. カード送付先郵便番号、147. カード送付先氏名、148. カード交付場所住所、149. カード交付場所郵便番号、150. カード交付場所電話番号、151. カード交付場所名、152. カード送付場所住所電話番号、153. カード送付場所住所名、154. 個人番号、155. 個人番号登録日、156. 個人番号登録事由、157. 個人番号消除日、158. 個人番号消除事由、159. 住民異動履歴、160. 旧氏漢字、161. 旧氏カナ	1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏漢字、38. 旧氏外字数、39. 旧氏ふりがな、40. 旧氏外字変更連番		事前
	別添2 【2. 本人確認情報ファイル】	1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏漢字、38. 旧氏外字数、39. 旧氏ふりがな、40. 旧氏外字変更連番	1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏漢字、38. 旧氏外字数、39. 旧氏ふりがな、40. 旧氏外字変更連番		事前

	別添3 【3. 送付先情報ファイル】	1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字 外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン	1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字 外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変換番号、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏	事前	
	住民基本台帳ファイル Ⅲ-7 リスク1-⑤ 具体的な対策の内容	・IDカード及び生体認証によりコンピュータ室への入室を許可している。 ・建物の各所に監視カメラを設置している。 ・自家発電装置を設置している。 ・バックアップ媒体は、施錠管理されている場所で保管している。 ・システムに繋がる端末数を必要最小限とする。 ・管理権限を持つ者の端末を除き、USBの挿入口を物理的に塞いでいる。 ・LANケーブルとシステムが簡単に外れないようにカバーをかけている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	・IDカード及び生体認証によりコンピュータ室への入室を許可している。 ・建物の各所に監視カメラを設置している。 ・自家発電装置を設置している。 ・バックアップ媒体は、施錠管理されている場所で保管している。 ・システムに繋がる端末数を必要最小限とする。 ・管理権限を持つ者の端末を除き、USBの挿入口を物理的に塞いでいる。 ・LANケーブルとシステムが簡単に外れないようにカバーをかけている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	

	住民基本台帳ファイル Ⅲ-7 リスク1-⑥ 具体的な対策の内容	・ウイルス対策ソフトについて定期的にパターン更新をしている。 ・インターネット等外部ネットワークとは完全に分離し、不正アクセス防止をしている。 ・一度に一定数以上の項目にアクセスがあった場合に、管理者端末に警告のサインが出るよう措置を講じている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	・ウイルス対策ソフトについて定期的にパターン更新をしている。 ・インターネット等外部ネットワークとは完全に分離し、不正アクセス防止をしている。 ・一度に一定数以上の項目にアクセスがあった場合に、管理者端末に警告のサインが出るよう措置を講じている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)及びガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP及びガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離れた閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP及びガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
	住民基本台帳ファイル Ⅲ-7 リスク3 消去手順 手順の内容	システム上、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ・保存期間を過ぎたシステム上の特定個人情報については、当該事務所管部署の所属長の責任で消去を行う。また、当該消去を行った旨を文書主管課長に報告する。 ・消去を実施するため、消去台帳を作成するための手続きを行う。 ・消去する情報に漏れが生じないよう所管部署で確認をする。 ・消去作業を行う前にはデータバックアップを行い消去台帳に記載する。誤った情報を消去したことが判明した場合は、データバックアップより復元する。 ・消去作業が終了した時点で、消去完了報告書をもって確認をする。データバックアップは、消去台帳の内容が確実に消去されたことが確認できた時点で消去する。 ・保存期間を過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、当該事務所管部署の所属長が文書主管課長に廃棄を依頼する。文書主管課は当該文書について、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。	システム上、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ・保存期間を過ぎたシステム上の特定個人情報については、当該事務所管部署の所属長の責任で消去を行う。また、当該消去を行った旨を文書主管課長に報告する。 ・消去を実施するため、消去台帳を作成するための手続きを行う。 ・消去する情報に漏れが生じないよう所管部署で確認をする。 ・消去作業を行う前にはデータバックアップを行い消去台帳に記載する。誤った情報を消去したことが判明した場合は、データバックアップより復元する。 ・消去作業が終了した時点で、消去完了報告書をもって確認をする。データバックアップは、消去台帳の内容が確実に消去されたことが確認できた時点で消去する。 ・保存期間を過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、当該事務所管部署の所属長が文書主管課長に廃棄を依頼する。文書主管課は当該文書について、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	
IV-1 ②監査 具体的な内容		情報セキュリティ監査計画書に基づき、以下の観点で情報政策担当課による内部監査を定期的に実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 なお、監査は、情報セキュリティに関する研修を受けた職員が実施する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	情報セキュリティ監査計画書に基づき、以下の観点で情報政策担当課による内部監査を定期的に実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 なお、監査は、情報セキュリティに関する研修を受けた職員が実施する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	

	IV-3 、 その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP及びガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP及びガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者が協議を行う。	事前	
--	------------------------	--	--	----	--